

中京ＩＣキャッシュカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、中京キャッシュカード規定、中京キャッシュカード（法人用）規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとし、
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは中京キャッシュカード規定、中京キャッシュカード（法人用）規定の定義に従います。

2. (ＩＣチップ提供機能の利用範囲)

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能な現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機、現金自動預入払出兼用機（以下、「ＩＣキャッシュカード対応自動機等」といいます。）を利用する場合に提供されません。

3. (ＩＣキャッシュカードの利用)

中京キャッシュカード規定の1（カードの利用）に定める入金提携先・出金提携先・カード振込提携先において、ＩＣキャッシュカードの利用ができない現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機、現金自動預入払出兼用機を設置している場合があります。この場合、当該現金自動預金機、現金自動支払機、自動振込機、現金自動預入払出兼用機では中京キャッシュカード規定の1（カードの利用）の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

4. (ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時の取り扱い)

ＩＣキャッシュカード対応自動機等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

5. (ＩＣチップ読取不能時の取り扱い等)

- (1)ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続に従って、すみやかに当行にＩＣキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2)ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応自動機等においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

6. (特約の変更)

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし、
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

以上